



保育士等の処遇改善を継続

令和4年2月分から取り組んできた保育士、幼稚園教諭、放課後児童指導員等の処遇改善について、令和4年10月以降も継続して取り組みます。

■ 事業名

- ① 公立放課後児童健全育成事業
- ② 民間放課後児童健全育成事業[※]
- ③ 公立保育所管理運営事業
- ④ あすなる園管理運営事業
- ⑤ 公立保育所障害児保育事業
- ⑥ 公立幼稚園管理運営事業

※②の事業は目的別に補正予算額を分けて説明しています。(議案説明資料No.5 参照)

■ 目的

コロナ禍における最前線での対応など、年々業務の負担が増している保育士、幼稚園教諭、放課後児童指導員等の処遇を改善するため、国の通知等を踏まえ、令和4年2月から令和4年9月までの間、給料等を月額3%程度引き上げる措置を行っています。

令和4年10月以降についても引き続き、国及び県の補助金等を活用し、同様の処遇を維持するものです。

■ 補正予算の概要

(1) これまでの予算措置状況

期間	予算措置	予算額	財源等
R4.2 ~ R4.3	R3年度11号補正予算	11,178千円	国10/10
R4.4 ~ R4.9	R4年度当初予算	40,145千円	国10/10

(2) 補正予算額と令和4年10月以降の処遇改善内容

事業	補正予算額	財源等	対象施設・職員等	引上げ額
①	2,421千円	国1/3・県1/3	公立放課後児童支援員有資格者	32円/時
②	6,186千円		民間学童クラブ	事業者による
③	2,300千円	地方交付税措置	公立保育所 保育士(担任、担任外)	7,314円/月 31円/時
④	64千円			
⑤	1,084千円			
⑥	408千円	地方交付税措置	公立幼稚園教諭(担任)	7,420円/月

※民間保育所及び認定こども園の保育士等の処遇改善は、公定価格の加算により行うこととされていますが、令和4年7月時点で詳細な情報がないため、今後補正予算を提案予定

■ 補正予算額 ①～⑥：12,463千円 【①・②：国庫支出金・県支出金あり】

〔財源内訳〕 国：2,869千円 子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業・処遇改善分)
 県：2,869千円 放課後児童健全育成事業補助金(処遇改善分)